年　　　月　　　日

従業員各位

株式会社■■

**定額減税の対象となる扶養親族等の確認について**

日々のお仕事お疲れ様です。さて令和6年は税制改正に伴い、定額減税が実施されます。従業員のみなさまの給与等に係る所得税についても、6月より給与等の源泉徴収にて減税分の控除（以下、「月次減税」という）を行い、令和6年の年末調整等にて減税額の最終調整を行います。

定額減税は一定のご家族も対象となるため、その人数の把握が必要となります。現在、「令和6年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」（扶養控除等申告書）等により、会社にてご家族の状況の確認を行っています。つきましては、ご家族の状況について下記のいずれかに該当する場合は、　　月　　日までに●●部までご連絡ください。なお、不明なことがあれば●●部までお問合せください。

記

1. 扶養控除等申告書に記載のある、**16歳未満のご家族**について

|  |
| --- |
| **「16歳未満の扶養親族」欄に記載されたご家族について、他のご家族の扶養親族として定額減税を受けられる場合** |

同じご家族について重複して定額減税を受けることはできません。

1. 扶養控除等申告書の記載内容に**変更が生じたご家族**について

|  |
| --- |
| **新たに扶養に入った、扶養から外れた等、昨年の年末調整時に出した令和6年分　扶養控除等申告書の記載内容に変更が生じたご家族がいる場合** |

月次減税額および給与等に係る所得税の計算にも影響する場合がありますので、扶養控除等申告書を修正していただく必要があります。

1. 扶養控除等申告書に記載のないご家族※について

|  |
| --- |
| **扶養控除等申告書に記載されていないご家族について、月次減税を希望される場合** |

* 合計所得金額が900万円（給与収入1,095万円）を超える見込みのため、扶養控除等申告書に配偶者を記載していない場合：その配偶者の合計所得金額が48万円以下（給与収入103万円）で、日本にお住まいであれば、定額減税の対象となります。扶養親族の給与収入が103万円を超える場合は、定額減税の対象者とはなりません。つまるり配偶者で定額減税の対象になるのは年収103万円以下の方です。年末調整で扶養の対象となる収入額（150万円以下）とは異なりますのでご注意ください。

事前に所定の申告書を提出することで、月次減税で控除を受けることもできます。

以上